

大正製薬ホールディングス株式会社

# 定 款

(2023年3月)

# 大正製薬ホールディングス株式会社 定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は大正製薬ホールディングス株式会社と称し、英文では TAISHO PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第2条 ① 当会社は次の業務を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、治療衛生材料、動物用医薬品、毒物、劇物、計量器、農薬、工業薬品、食品、食品添加物、酒精飲料、飼料、飼料添加物、肥料、繊維製品、化成品、雑貨、光学機器および写真材料の製造、販売ならびに輸出入
2. 前号に列举した物品のインターネットを利用した通信販売およびカタログによる通信販売
3. 不動産および有価証券の取得、処分ならびに利用
4. 保健、体育および娯楽に関する施設の経営ならびに賃貸借
5. ホテル、レストラン、集会場および売店の経営ならびに賃貸借
6. 給油所および駐車場の経営ならびに賃貸借
7. コンピューターシステムによる情報の収集、処理ならびに提供
8. 前各号に付帯関連する一切の業務

② 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都豊島区に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、360,000,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第6条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

### (株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、株主の権利行使の方法その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### (株主名簿管理人)

第10条 ① 当会社は株式につき、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

### (基準日)

第11条 ① 毎事業年度における最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 定時株主総会は毎事業年度の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時招集する。

### (招集権者)

- 第13条 ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集する。
- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

### (電子提供措置等)

- 第14条 ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (議長)

- 第15条 ① 株主総会においては、取締役社長が議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

### (決議の方法)

- 第16条 ① 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

- 第17条 ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1人を代理人として議決権を行使することができる。
- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

### (員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上13名以内とする。

### (選任方法)

第20条 ① 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

### (任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 ① 取締役会はその決議をもって、取締役社長を選定し、その他取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

② 取締役社長は、当会社を代表する。

③ 取締役会は取締役社長のほかに当会社を代表する取締役を選定することができる。

### (取締役会の権限)

第23条 取締役会は当会社の業務執行を決定する。ただし、重要でない業務執行の決定は、これを取締役に委任することができる。

### (取締役会の招集および議長)

第24条 ① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、また取締役会長に事故もしくは欠員があるときは取締役社長が招集するものとし、招集者が議長となる。

② 事故または欠員により前項に従って招集する者がいないときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、招集者が議長となる。

③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(役付取締役の職務)

- 第 25 条 ① 取締役会長は会社の業務を総攬する。  
② 取締役副会長は取締役会長を補佐する。  
③ 取締役社長は会社の業務を統轄する。  
④ 取締役副社長は取締役社長を補佐し、専務取締役および常務取締役は、会社の業務を分担する。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

- 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

- 第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(相談役および顧問)

- 第 30 条 当会社は取締役会の決議に基づいて相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会規則)

- 第 31 条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第5章 監査役および監査役会

### (監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は監査役および監査役会を置く。

### (員数)

第33条 当会社の監査役は、3名以上6名以内とする。

### (選任方法)

第34条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第36条 ① 監査役会はその決議により常勤監査役を選定する。

② 監査役会はその決議により常勤監査役を解職することができる。

### (監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

### (監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 40 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(補欠監査役)

第 41 条 ① 監査役が欠けた場合または法令もしくはこの定款で定めた員数を欠くこととなった場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。  
② 補欠監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。  
③ 第 1 項の定めによる選任決議が効力を有する期間は、当該選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。ただし、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとする。  
④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項本文の選任決議の有効期間を超えないものとする。

(監査役会規則)

第 42 条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 ① 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剰余金の配当)

- 第48条 ① 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。
- ② 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を支払うことができる。
- ③ 期末配当金および中間配当金は、その支払いの開始をした日から満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
- ④ 未払の期末配当金および中間配当金については、利息をつけない。

以 上